

議案第 57 号

多可町立温水プール条例の一部を改正する条例の制定について

多可町立温水プール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町立温水プール条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町立温水プール条例（平成18年多可町条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第7条、第13条関係）

区分		大人	小人（高齡者）	親子
個人	当日券（1回）	550円	330円	770円
	回数券（12回）	5,500円	3,300円	7,700円
年間会員 一括料金	個人	15,400円	7,260円	18,700円
	法人	50,000円（無記名会員5人分）		
20人以上の団体		1人小人（高齡者） 280円 大人 470円		
水泳教室	入会費	1人		1,100円
	年会費	1人		1,100円
	月会費	週1回	1人	4,840円
		週2回	1人	7,260円
		週3回以上	1人	9,680円
同一家族で2人以上利用がある場合は、各1人につき月会費を500円減額				

備考

- 1 「1回」とは、2時間以内において継続した使用をいう。
- 2 「大人」とは、高校生以上64歳以下の者をいう。

- 3 「小人（高齢者）」とは、中学生以下又は65歳以上の者をいう。
- 4 「親子」とは、同一家族の大人1人、中学生以下の小人1人のペアをいう。
- 5 「年間会員」には、会員証を発行する。年間会員証は、発行から1年間有効で当該期間内は何回でも利用可能とする。
- 6 「親子年間会員」には、会員証を2枚発行し、登録された親子がそれぞれ単独でも利用可能とする。
- 7 「法人年間会員」には、企業その他の団体の従業員及びその家族を対象とし、1年間何回でも利用できる会員証を発行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町立温水プール条例の新旧対照表

現 行				改 正							
別表（第7条、第13条関係）				別表（第7条、第13条関係）							
区分		大人	小人（高齢者）	親子	区分		大人	小人（高齢者）	親子		
個人	当日券（1回）	520円	320円	730円	個人	当日券（1回）	550円	330円	770円		
	回数券（12回）	5,200円	3,200円	7,300円		回数券（12回）	5,500円	3,300円	7,700円		
年間会員一 括料金	個人	12,430円	6,310円	16,090円	年間会員一 括料金	個人	15,400円	7,260円	18,700円		
	法人	50,000円（無記名会員5人分）				法人	50,000円（無記名会員5人分）				
20人以上の団体		1人小人（高齢者） 280円 大人 470円			20人以上の団体		1人小人（高齢者） 280円 大人 470円				
水泳教室	入会費	1人		1,050円	水泳教室	入会費	1人		1,100円		
	年会費	1人		1,050円		年会費	1人		1,100円		
	月会費	週1回	1人			4,190円	月会費	週1回	1人		4,840円
		週2回	1人			6,280円		週2回	1人		7,260円
		週3回以上	1人			8,370円		週3回以上	1人		9,680円
同一家族で2人以上利用がある場合は、各1人につき月会費を500円減額				同一家族で2人以上利用がある場合は、各1人につき月会費を500円減額							
備考 （略）				備考 （略）							